

R 8 宮繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 野球場改築工事屋外管 (2) (担い手確保型)

徳島県県土整備部宮繕課



課長	副課長	課長補佐	課長補佐	係長	課員	担当

物件名称：R 8 宮繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 野球場改築工事屋外管（2）（担い手確保型）

一連番号	図面番号	図面名称	備考	一連番号	図面番号	図面名称	備考	一連番号	図面番号	図面名称	備考	一連番号	図面番号	図面名称	備考
001	P - 000	表紙													
002	P - 001	図面リスト													
003	共 - 01-02	宮繕工事共通仕様書（1）/宮繕工事共通仕様書（2）													
004	共 - 03-04	宮繕工事共通仕様書（3）/宮繕工事共通仕様書（4）													
005	共 - 05-06	宮繕工事共通仕様書（5）/宮繕工事共通仕様書（6）													
006	機特- 01-02	機械設備工事特記仕様書（1）/機械設備工事特記仕様書（2）													
007	機特- 03-04	機械設備工事特記仕様書（3）/機械設備工事特記仕様書（4）													
008	P - 002	給排水衛生設備 凡例・施工要領図（1）													
009	P - 003	給排水衛生設備 施工要領図（2）													
010	P - 004	公園全体配置図													
011	P - 005	配置図													
012	P - 006	給排水衛生設備 配置図													
013	P - 007	支障物件図													
014	P - 008	仮設計画図（1）（別途工事）（参考）													
015	P - 009	仮設計画図（2）（別途工事）（参考）													

一級建築士 第286776号 源邊 和幸	一級建築士 第298249号 土生 達哉	一級建築士 第219102号 下野 日出幸	法適合確認職 設備設計一級建築士 第6211号 浅山 明	検証者 外山 博文	設計番号 17992	特記	徳島県土整備部営繕課	●工事名 R 8 宮繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 野球場改築工事屋外管（2）（担い手確保型） ●図面名 図面リスト	●図面番号 P-001 ●縮尺 N.S	 AZUSA SEKKEI <small>Architects, Engineers & Consultants</small> 株式会社 梓設計 関西支社 <small>一級建築士事務所登録 大阪（7）第3224号</small>	 株式会社 宮建築設計 <small>MIYA Architect's Office</small> <small>一級建築士事務所登録 徳島県知事登録第11050号</small>
----------------------------	----------------------------	-----------------------------	---------------------------------------	--------------	---------------	----	------------	---	------------------------------	---	---

工事名：R 8 営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 野球場改築工事屋外管（2）（担い手確保型）

営繕工事共通仕様書

I. 工事概要

1. 工事名称

R8営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 野球場改築工事屋外管(2)（担い手確保型）

2. 工事場所

鳴門市撫養町立岩

3. 建物概要

建物名称	鳴門総合運動公園野球場「オロナミンC球場」
構造・規模	RC造一部S造 地上4階
敷地面積	261,079.98(m2)
延床面積	19,413.67(m2)
消防法施行例別表第1の区分	1項 イ

4. 工事種目

種目	工事概要
屋外排水設備	野球場改築工事に伴う図示屋外排水設備工事一式

5. 猛暑を考慮した工期

猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。

- 作業不能日数： 9 日間
- 観測地点：環境省が公表する四国地方_徳島_ 徳島 地点
- 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する四国地方_徳島_ 徳島 地点におけるWBGT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉鎖した時間を算定し、日数に換算したものを(小数点以下第一位を四捨五入する。))が①の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
- 作業不能日数の計算は「営繕工事における猛暑および熱中症対策に関する試行要領(案)」による。

6. その他

本工事は、資材価格高騰に対する特例措置について（令和4.12.9建設第686号）に基づく特例措置の対象工事である。

II. 営繕工事共通仕様書

1. 適用基準

図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修の下記による。

- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「標仕」という。）
- 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版
- 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版
- 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「改標仕」という。）
- 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版
- 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版
- 木造建築工事標準仕様書 令和4年版
- 建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）・同解説 令和5年版
- 建築工事標準詳細図 令和4年版（以下「標準図」という。）
- 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） 令和4年版
- 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） 令和4年版
- 敷地調査共通仕様書 令和4年版

また、次の図書（国土交通大臣官庁官庁営繕部監修）を参考とする。

- 建築工事監理指針 令和4年版（以下「監理指針」という。）
- 建築改修工事監理指針 令和4年版
- 電気設備工事監理指針 令和4年版
- 機械設備工事監理指針 令和4年版

2. 優先順位

設計図書の優先順位は、次の順とする。

- 質問回答書(②から⑤に対するもの)
- 補足説明書
- 特記仕様書(営繕工事共通仕様書を含む)
- 図面
- 公共建築工事標準仕様書等

3. 工事実績データの登録

- 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス(コリンズ)に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。

受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。

- 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
- しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
- 訂正時は、適宜とする。

なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。

- 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。なお、変更時としゅん工時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

4. 工程表

受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）以内に提出すること。

5. 工事の着手

受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。

なお、工事開始日は、契約書に明示した着工の（特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあては、その日）をいう。

6. 施工計画書等

- 施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工程別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員の承諾を受けること。

工事名：R 8 営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 野球場改築工事屋外管（2）（担い手確保型）

- 上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
- 施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。

7. 下請負人の選定

- 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額（設計金額）が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。
- 受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。（なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和58年1月18日徳島県告示第50号）第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。）
- 受注者は、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。

8. 施工体制台帳及び施工体系図

- 施工体制台帳の作成

受注者は、下請契約（以下の3)及び4)の場合を含む。）を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書（以下「施工体制台帳」という。）を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。
- 施工体系図の作成及び揭示

受注者は、下請契約（以下の3)及び4)の場合を含む。）を締結した場合は、各下請負者の施 工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

- 警備業者の記載

受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。
- 運搬業者の記載

受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を設置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。
- 施工体制台帳及び施工体系図の提出

受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。
- 再下請負通知書を提出する旨の書面の掲示

受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

9. 電気保安技術者等

- 電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。
 - 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。
 - 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。
- 工所用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。

10. 施工中の安全確保

- 工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。
- 工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。
- 工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと
- 工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年9月2日付国土交通省告示第496号）、建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日 建設省建経発第3号、平成14年5月30日改正）その他関係法令に従い適切に処理すること。
- 受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。
- 地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。
- 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。
- 受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。
- 受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合同により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。
- 受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。
- 受注者は、トラック(クレーン装置付)を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。
- 休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。
- 受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。
- 受注者は、高さが2m以上の箇所作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
- 仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
- 上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階（天井）のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。
- 受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある中木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。
- 作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について監督員と協議すること。
- 既設配管等を破損させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について関係者と協議すること。
- 事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。
- 給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。

- 受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

11. 撤去時の資機材残置の防止

足場撤去の際は、工事箇所周辺に資機材が残っていないか点検したうえで、撤去を行うこと。

12. 交通安全管理

- 輸送災害の防止

受注者は、工事用車両による土砂、工所用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。
- 過積載による違法運行の防止

受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項にいて留意し、下請負業者を指導すること。

 - 積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと
 - さし枠装備車、不表示車は使用しないこと
 - 過積載車両、さし枠装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと

工事名： R 8 宮繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 野球場改築工事屋外管（2）（担い手確保型）

12. 発注者等

- 建設発主の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと
- 過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある

13. 発主材の処理等

- 発主材の処理等は、次により適正に行う。1) 工事による発主材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。2) 上記以外の発主材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。3) 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発主材の処理等」による。4) 建設発主の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発主の処理」による。5) 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。6) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。
- 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあつては、建設発主は建設発主搬出調査(様式3)、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発主搬出調査を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。

② アスベスト

- 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等に更新すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。

既存の分析調査結果の旨与 (あり・なし)

- 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)1.5.1及び関係法令により行うこと。
- 事前調査は、建築物石綿含有建材調査者(特定、一般)、又はこれと同等の能力を有する者が行うこと。※同等の能力を有する者とは、(一社)日本アスベスト調査診断協会に令和5年9月30日までに登録されたものをいう。
- 発注者の指示により、分析によるアスベスト調査を行う場合の費用については、監督員との協議による。
- その場合の分析方法は、JIS A 1481-Iによること。
- 結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。
- 調査結果は3年間保存すること。
- 調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。
- 表示、掲示は次のとおり行うこと。
- 事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。
- 「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。
- 作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。
- 喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。

③ 建設リサイクル法通知済証の掲示

受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であつて、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの)においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゆん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン(建築工事編)」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。

④ 資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「建設リサイクル法」という。)に基づく対応は、以下のとおり行うこと。

- 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第19号)第9条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。)において、コンクリート(二次製品を含む。)、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、(一財)日本建設情報総合センターのコプリス・プラスにより再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。
- 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第20号)第8条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発主、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、コプリス・プラスにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。
- 受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示(デジタルサイネージによる掲示も可)すること。
- 受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。
- 受注者は、工事完了後速やかにコプリス・プラスにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。
- 受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。
- 受注者は、コプリス・プラスの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、パーヅン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。

⑤ 受領書の交付

受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

⑥ 再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等

受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発主を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手續き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であること適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

⑦ 建設発主の運搬を行う者に対する通知

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするとき、特記に土工工事の記載がある場合は「建設発主の処理」に定められた事項等(搬出先の名称及び所在地、搬出量)と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

⑧ 建設発主の搬出先に対する受領書の交付請求等

受注者は、建設発主を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。

また、その受領書の写しを工事完成後5年間保存しなければならない。

⑨ 建設発主の最終搬出先の記録・保存

受注者は、建設発主が再生資源利用促進計画書に記載した搬出先から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに搬出先の名称や所在地、搬出量等を記録した書面を作成し、保存すること。さらに、他の搬出先へ搬出されたときも同様である。

ただし、以下の(1)～(3)に搬出された場合は、最終搬出先の確認は不要である。

- 国又は地方公共団体が管理する場所(当該管理者が受領書を交付するもの)
- 他の建設現場で利用する場合
- ストックヤード運営事業者登録規程により国に登録されたストックヤード

14. 材料・製品等

- 本工事に使用する建築材料、設備機材等(以下「建材等」という)は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。
- 受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工程別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿(最新版)」及び「設備機材等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。
- 県産木材の原則使用
 - 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
 - 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」は次のことである。
 - 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材
 - (a)以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材

工事名： R 8 宮繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 野球場改築工事屋外管（2）（担い手確保型）

15. 発注者等

① 発注者等による違法通行の防止等

- 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。
- 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証証 明書」の写しより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。
- 県内の森林から直接調達するなど、前項により難い場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。
- 製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)、フローリング、再生木質ボード(パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板)については、合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む。)が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月 1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。
- 標尺等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。

⑥ 県内産資材の原則使用

- 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
- 受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材であることの別を施工計画書に記載するものとする。また、請負代金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。

県内産資材 (次のいずれかに該当するもの) <ul style="list-style-type: none">材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品徳島県内の工場で加工、製造された製品 (注) <ul style="list-style-type: none">部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う。県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。
--

⑦ 県内企業調達建材等の優先使用

受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(以下、「県内企業調達建材等」という。)を優先して使用するよう努めなければならない。また、県内企業調達建材等の別を工程別施工計画書に記載するものとする。

なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を工程別施工計画書に記載し、監督員の承諾を得なければならない。

⑧ 県内産再生砕石の原則使用

受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。

⑨ アスファルト舗装の材料

受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工用生アスファルト合材の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。

⑩ 認定リサイクル製品の使用

受注者は、「徳島県リサイクル認定制度」に基づく徳島県認定リサイクル製品の使用を積極的に推進するものとする。徳島県認定リサイクル製品を使用した場合、受注者は工事完了までに「徳島県認定リサイクル製品等使用実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。

15. 化学物質を発生する建築材料等

本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の①から⑤を満たすものとする。

- 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。

- 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。

- 接着剤は、フル酸ジマー・ブチル及びフル酸ジマー・2ーエチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。

- 塗料(塗り床を含む)は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。

- ①、③及び④の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。

16. 施工

- 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。
- 工事現場に監督員は常駐できないので、疑問点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の外出した時、又は當番員へ問い合わせ、工事に滞漏のないようにすること。
- 品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。
- 施工にあつては、設計図書に従つて忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それによる費用は受注者の負担とする。
- 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。
- 設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。
- 試験等によらなければならない確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。

17. 建設機械等

① 排出ガス対策型建設機械

本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省機発第249号 最終改正 平成14.4.1 国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。

② 低騒音・低振動型建設機械

本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。

③ 特定自主検査

本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)の写しを使用工程の施工計画書に添付し提出すること。

④ 不正軽油の使用禁止

受注者は、ディーゼルエンジン仕様車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法(昭和 25年法律第226号)に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。

また、受注者は、県の税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。

18. 遠隔臨場の試行

- 受注者は、当初請負対象金額(設計金額)が税込7千万円未満の場合において、遠隔臨場の実施を希望する場合は、「宮繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施することができる。

- 受注者は、当初請負対象金額(設計金額)が税込7千万円以上の場合において、「宮繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施しなければならない。

19. 工事看板等

- 工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。
- 受注者は、本工事において使用する工事看板(バリアード等)については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を購入した場合、受注者は、工事完了まで「任意仮設における県内産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。

- 受注者は、監督員から渡される「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスター」を現場関係者が見やすい場所に掲げるとともに、掲示状況を工事写真として提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- 区画線工事、舗装工事、標識設置工事、照明灯工事

Ⅲ. 機械設備工事特記仕様書

1章 一般共通事項

1. 官公署その他への届出手続等

- ① 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。
官公署その他への届出手続等は（標仕〈1〉 1.1.3）により行う。なお、**監理指針〈1〉1.1.3を参考とする。**
 - ・ 自家用電気工作物の保安規程（ 本工事に關し定める ） ・ **既存施設の保安規程を適用（改修・増築等）**）
 - ・ 既存施設の保安規程を適用する場合の工事、維持、運用に関する保安業務は電気主任技術者との協議による。
 - ・ 本受電後引渡しまでの基本料金（ 本工事 ・ 別途 ）
- ② 官公署その他への届出手続等を行うにあたり、届出内容について、あらかじめ監督員に報告する。
- ③ 官公署その他関係機関の検査に必要な資機材及び労務等は本工事で提供する。

2. 技能士

技能士の適用については、次の技能検定作業（以下「作業」という。）のうち、各工事に適用する作業を指定するものとする。

技能士は、職業能力開発促進法による一級又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。技能士は適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者に対して施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。

技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等、県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業
仮設	とび	・ とび作業
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業
コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業
防水	防水施工	<ul style="list-style-type: none"> ・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業・ ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート・チ工法防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業
木	建築大工	・ 大工工事作業
屋根及びとい	建築板金 かわらぶき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内外装板金作業 ・ かわらぶき作業
金属	建築板金	・ 内外装板金作業
左官	左官	・ 左官作業
建具	建具製作 サッシ施工 ガラス施工	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業 ・ ヒル用サッシ施工作業 ・ ガラス工事作業
塗装	塗装	・ 建築塗装作業
内装	内装仕上げ施工	<ul style="list-style-type: none"> ・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ カーテン工事作業 ・ 木質系床仕上げ工事作業
	表装	・ 表具作業 ・ 壁装作業
配管	配管	○ 建築配管作業
植栽	造園	・ 造園工事作業
機械設備	冷凍空調和機器施工	・ 冷凍空調和機器施工作業

（注）表中○印の入った作業に係る技能士を本工事で活用する。

3. 他工事との工事区分

図面に記載されていない他工事との工事区分は別表「工事区分表（参考）」による。

4. 施工条件

施工条件は次による。

- ① 工程については、施設管理者、及び関連工事業者と協議の上決定すること。
- ② 公園内での行事（興業・スポーツ大会等）により施工時期が制限される場合があるので、施設管理者との調整・情報共有をし、工程の遅延防止に配慮すること。
- ③ 公園内の工事車両の通行については、施設管理者と十分協議すること。
- ④ その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者、及び関連工事業者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。

5. 発生材の処理等

発生材の処理等は、標仕により適切に処理する。

① 廃棄物の処理

産業廃棄物の種類毎に次の処分場を指定する。

種類	処分許可業者の会社名 (処分区分)	優良	所在地 処分地	運搬距離 (km)	処分費 (税抜、円)	単位
コンクリート (無筋)	(有)川上組砕石 (中間処分)		徳島市下町本丁92-1 鳴門市瀬戸町明神字中山38-1	6.9	7000円/11t車	
コンクリート (有筋)	(有)川上組砕石 (中間処分)		徳島市下町本丁92-1 鳴門市瀬戸町明神字中山38-1	6.9	7000円/11t車	
アスファルト	(有)川上組砕石 (中間処分)		徳島市下町本丁92-1 鳴門市瀬戸町明神字中山38-1	6.9	11000円/11t車	t
廃プラ	(財)徳島県環境整備公社 (徳島東部)		板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先 板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先	8.4	35,000	t

（注）表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者であることを示す。

- ・ コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。
- ・ 上記以外の許可業者の処分場でも差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。
- ・ 上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者（以下、「優良産廃処分業者」という。）に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。

② 建設発生土の処理

- ・ **構外に搬出し適切に処理** ※土壌検査を本工事で（ 行う（箇所） ・ **行わない** ） ・ 構内敷きならし
- ・ 構内の指示場所（図示）に集積

なお、民間の残土処分場等へ搬出する場合は「徳島県生活環境保全条例」によること。

[最終処分場の指定] ※残土搬入前に下記処分場へ問合せ、受入れの可否について確認すること。

- ・ 処分場名： 松浦開発興業(株) ・ 所在地： 鳴門市撫養町木津字イヤケ谷1449番6ほか
- ・ 処分単価(税抜)： 1,500 円/t ・ 運搬距離： 7.1 kmを見込んでいます。

③ 有面材の処理

- ・ 有面材 （ 鉄骨・軽量鉄骨 ・ ）
- ・ 古物商で適切に処理すること。

6. 養生等

- ① 本工事に伴い既存部分を汚染又は損傷した場合は、既成にないり補修する。
- ② 工事により影響の及ぼす範囲内にある重要物品は次のとおりである。受注者は、注意事項に従い適切な措置を施すこと。

備品等名称	
注意事項	

7. 機材の品質等

- ① 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- ② 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の①から⑤の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
 - 1) 品質及び性能に関する試験データを整備していること。
 - 2) 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
 - 3) 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
 - 4) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
 - 5) 販売、保守等の営業体制を整えていること。

品名	機材名・注記
ボイラー	鋼製簡易ボイラー（簡易貴流ボイラー含む）、鑄鉄製ボイラー（鑄鉄製簡易ボイラー含む） 鋼製小型ボイラー（小型貴流ボイラー含む）、鋼製ボイラー
温水発生機	真空式温水発生機（鋼製・鑄鉄製）、無圧式温水発生機（鋼製・鑄鉄製）
冷凍機	チリングユニット（空気熱源ヒートポンプユニット含む）、吸収冷温水機、吸収冷温水ユニット、遠心冷凍機
冷却塔	冷却塔
空調和機	ユニット形空調和機、ファンコイルユニット（カセット形含む） コンパクト形空調和機、パッケージ形空調和機、マルチパッケージ形空調和機ガスエンジンヒートポンプ式空調和機
空気清浄装置	エアフィルター（パネル形、折込み形、袋形）、自動巻取型エアフィルター、電気集塵器
全熱交換器	全熱交換器（回転形・静止形）、全熱交換ユニット
送風機類	遠心送風機（多翼形送風機）、斜流送風機、軸流送風機、消音ボックス付送風機
ポンプ類	横形遠心ポンプ、水中モーターポンプ、立形遠心ポンプ
ダクト付属品	吹出口・吸込口、風量ユニット（定風量・変風量）
自動制御	自動制御システム
衛生器具ユニット	衛生器具ユニット
タンク	FRP製パネルタンク、ステンレス鋼板製パネルタンク（溶接組立形、ボルト組立形）、密閉形隔膜式膨脹タンク（給湯用） 密閉形隔膜式膨脹タンク（給湯用）
消火装置	スプリンクラー消火システム、不活性ガス消火システム、泡消火システム、ハロゲン化物消火システム
厨房機器	厨房システム
鑄鉄製ふた	マンホールふた、弁柵ふた

- ③ 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
- ④ 機材の検査に伴う試験については、標仕〈1〉1.4.5により行う。また、製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。

8. 施工調査

- ① 工事の着手に先立ち、実施工程表及び施工計画書等作成のための必要な調査・打合せを行うこと。
- ② 工事の施工に先立ち、工事関連部分の事前調査（支障物件の調査・確認を含む）及び工事関係者（施設管理者・電気主任技術者・関係官公庁等）との事前打合せを実施し、その結果を監督員に報告する。

9. 総合試運調整

- ① 総合試運転調整の項目は次によるものとし、試運転調整完了後に記録表・測定表等の報告書を監督員に提出すること。
（監理指針 参考資料 資料2 試運転調整法 2.1、2.2、2.3を参考にする。）
 - ・ 風量調整
 - ・ 水量調整
 - ・ 室内外空気の温湿度の測定
 - ・ 室内気流及びじんあいの測定
 - ・ 飲料水の水質の測定
 - ・ 雑用水の水質の測定
 - ・ 低圧屋内配線、弱電電線の絶縁抵抗測定

2章 共通工事

1. 耐震施工（参考図書：建築設備耐震設計・施工指針（2014年版））

- ① 設備機器の固定は、施設の種類並びに機器の種類、重要度及び設置階に応じて、次の設計用水平地震力及び設計用鉛直地震力に対し、移動、転倒、破損等が生じないようにする。なお、施工に先立ち、耐震計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。
 - ・ 設計用水平地震力
機器の重量（kN）に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、設計用標準水平震度は、特記なき場合は下表による。
 - ・ 設計用鉛直地震力
設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。

工事名：R 8 宮繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 野球場改築工事屋外管（2）（担い手確保型）

- 施設の種類、地域係数
施設の種類(特定の施設 一般の施設) 地域係数(1.0 0.9)
- 重要機器
 - 給水機器() ・ 排水機器() ・ 換気機器
 - 防炎機器 ・ 監視制御装置 ・ 危険物貯蔵装置 ・ 空調機器 ・ 熱源機器
 - 火を使用する設備
- 設計用標準水平震度

設置場所	機器種別	特定の施設		一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、 屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
中層階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6

- (注) ・ 上層階の定義は次のとおりとする。
2～6階の場合は最上階、7～9階の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階
・ 水槽類にはオイルタンク等を含む。

- 質量100kg以下の軽量な機器(標仕の適用を受けるものは除く)の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい。
- 横引き配管等の耐震支持は、施設の種類に応じたものとする。

2. あと施工アンカー

あと施工アンカーボルトの選定については、次による。

- 機器類の固定には、金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーを使用し、重要機器及び次の機器については、施工後確認試験を行う。
()
 - 試験方法 引張試験機による引張試験とし、確認強度まであと施工アンカーを引張るものとする。
 - 試験箇所数 対象機器、径毎に対し1本とし、無作為に抜き取る。
- 配管の吊り及び支持材の固定には、その自重に十分耐えうるアンカーを使用する。なお、耐震支持に使用する躯体取付用のアンカーは金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする。
- 屋外に使用するものはステンレス製又はJIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定するHDZT49以上の溶融亜鉛めっきを施したのものとする。
(ただし、コンクリート内に施工するあと施工アンカーは除く)

3. 非破壊検査

- はつり、穴開け及びあと施工アンカー等の施工に当たり、埋設物の事前調査を行い、監督員に報告すること。
- 施工場所以鉄筋探査機により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う。なお、探査の結果、放射線透過検査を必要とする場合については、監督員と協議の上、適切に対応するものとする。

4. 各種荷重計算

- 屋上、塔屋等に設置する機器

5. 強度計算

- 配管及びダクト支持材 ・ 煙道支持材

6. 配管工事

- 配管材料については、次表による。

用途	名 称	番 号	備 考
給 水 (地中埋設)	水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6742	H1VP
	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VA (管端防食継手)
	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VD (管端防食継手)
	配管用ステンレス鋼管	JIS G 3459	
	水道用ポリエチレン二層管	JIS K 6762	①W又は②W
	水道配水用ポリエチレン管	JWWA K 144	EF継手
	給水用高密度ポリエチレン管	PWA 005 JP K 002	
排水・通気	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	VP
	排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	WSP 042	DVLP
	排水・通気用耐火二層管		
排水 (地中埋設)	○ 硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	VP
	下水道用リサイクル三層硬質塩化ビニル管	JIS K 9797	RS-VU
消 火 (地中埋設)	配管用炭素鋼鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
	消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管	WSP 041	SGP-VS
	配管用炭素鋼鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
ガ ス (地中埋設) (地中埋設)	硬質塩化ビニル外面被覆鋼管(黒)		
	ガス用ポリエチレン管	JIS K 6774	SGP

(注) 表中○印のある配管材料を本工事に適用する。

- ステンレス鋼管の接合方法は、呼び径60Su以下の継手はSAS322による拡管式とする。
- 冷煤管に使用する断熱材被覆鋼管の断熱厚さは、液管は10mm以上、ガス管を20mm以上とする。
- 建築物導入部の変位吸収方法は、次による。
 - 給水配管、ガス配管
標準図(施工4、施工5:建築物導入部の変位吸収配管要領 (a) ・ (b) ・ (c))による。
※屋外埋設用配管にポリエチレン管を使用し、建物導入部において異種管と接合する場合、点検口柵(標準図[機材6]のTC-1)を設け、変位吸収余長をとる。
 - 油配管
標準図(施工4、施工5:建築物導入部の変位吸収配管要領 (a) ・ (b) ・ (c))による。
- 配管溶接部の非破壊検査は次による。
 - 要 (放射線透過検査 ・ 浸透探査検査または磁粉探傷検査) ・ 不要
 - ※検査要の場合の抜取率は(標準仕様書による ・ %)とする。

工事名：R 8 宮繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 野球場改築工事屋外管（2）（担い手確保型）

- 図面に記載なき防振継手は、(合成ゴム製 ・ ベローズ形)とする。
- 図面に記載なき伸縮管継手は、(ベローズ形 ・ スリーブ形)とする。
- 弁類で、ステンレス鋼管に取り付けるものは、呼径50以下は青銅製、呼径65以上はステンレス製とする。
- 配管の吊り及び支持は、「標仕」及び「標準図」に従い行う。(標仕<2>2.6.1、<2>2.6.3)
- 床下土中埋設配管についても吊り又は支持を行い、管の保護のため山砂の類にて管の周囲を埋め戻した後、掘削土の良質土で埋め戻す。
- 地中配管は次による。(標仕<2>2.7.1、監理指針<2>2.7.1、標準図[機材2])
 - 排水管
標仕の当該事項に従い根切り底には再生クラッシャーランを遠り方にならない敷き込み、突き固めた後、管をなじみ良く布設する。埋め戻しは、山砂の類で管の周囲を埋め戻し十分充てんした後、掘削土の良質土で所定の埋め戻しを行う。
 - 排水管以外
管の保護のため山砂の類にて管の周囲を埋め戻した後、掘削土の良質土で埋め戻し、埋設表示(表示テープ及び埋設標)を行う。
- 水圧試験、漏水試験、気密試験等は配管途中若しくは隠べい、埋め戻し前又は配管完了後の塗装又は保温施工前に行う。(標仕<2>2.9.1)

7. その他共通事項

- 支持金物等
 - 屋外及びピット内の支持金物等は、ステンレス製、溶融亜鉛めっき製(HDZT49以上)及び溶融亜鉛めっき(HDZT49)と同等の耐食性能を有する製品の何れかを使用する。
- 用途等の表示
 - 機器には名称及び記号を、配管及びダクトには、識別表示・用途・流れ方向を記入する。(標仕 <1>1.7.4)
 - なお、屋外及び水気のある場所(弁室内等を含む)での機器の名称・配管識別表示等については、塗装書き又は耐候シートとし、バルブの状態表示を示す表示札等については、合成樹脂製又はアクリル製で文字等がシルク印刷又はエッチング加工されたものとする。
- 制御配線、計装配線等
 - 使用する電線及びケーブルは、標仕<4>1.5.1 表4.1.11による他、製造者の標準仕様による。なお、EM電線、EMケーブルを選択するよう努める。

3章 関連工事

1. 仮設工事

- 工事用電力、用水については、原則として次による。ただし、施設管理者と協議すること。
 - 既存電力利用(出来る ・ 出来ない)、電力料金(有償 ・ 無償)
 - 既存水利用(出来る ・ 出来ない)、水料金(有償 ・ 無償)
- 工事車両用の駐車場、資材置場及び現場事務所用地については、次による。ただし、施設管理者と協議すること。
 - 同用地は、(図示の場所に ・ 用意していないので業者にて)設けること。
 - 同用地に対する借地借家料を 円見込んでいる。
- 交通誘導員の配置
交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に配置すること。
 - 本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が (義務付けられている ・ 義務付けられていない)
 - 警備員は、延 〇 人 (昼 人、夜 人:うち検定合格警備員 人)を見込んでいる。
 - 警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。
 - 配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。
 - 受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。

④ 足場その他

足場及び作業構台の類を(本工事で設置する ・ 関連工事が設置するものを無償で使用できる)。

- 外部足場(図示の通り)

足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」(建標仕2.2.4)の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式により行うこと。ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。

- 内部足場(図示の通り)

2. 土工事

- 根切り
 - 周辺の状況、土質、地下水の状態等に適した工法を採用し、工事中の異常沈下、法面の滑動、その他による災害が発生しないよう、災害防止上必要な処置をすること。
 - 敷地内に埋設が予想される設備配管類等について十分調査し、支障がないようにすること。
 - 根切り底は、地盤をかく乱しないよう、手作業(深さ30cm程度)とするか、バケットに特殊アタッチメントを取りつけた機械掘りとする。
なお、かく乱した場合は、自然地盤と同等以上の強度となるように適切な 処置を定め、監督職員の承諾を受ける。
- 埋め戻し及び盛土
 - 使用土はB種とし、機器により締め固める。
ただし、良質の発生土が埋め戻し等に必要な量として不足する場合は、「公共工事の再生資源活用の当面の運用について」(H24.6.14建管第99号)に基づき、C種及びD種の利用を検討する。

④ 地均し

- 建物の周囲、幅2m程度を、水はけよく地均しを行う。
- 地均しは、均しを行う地表面の不陸を修正し、草木の除去及び清掃をして、一様にかき均した後、仕上げ面を一様になじみ起こしをして、良質土をまきかけ、歩行に耐えうる程度に締め固める。

凡例 (給排水衛生設備)					
記号	名称	備考	記号	名称	備考
— — — —	給水管 (上水)		GV	仕切弁	
— — — —	上水揚水管		BV	バタフライ弁	
— W — — —	給水管 (井水)		SV	球型弁	
— — — —	雑用給水管 (中水)		CV	逆止弁	
— • — — —	雑用水揚水管		BAV	ボール弁	
— — — —	汚水管、雑排水管		CK	コック	
— PD — — —	ポンプ圧送管		FJ	防振継手	
— R1 — — —	R1排水管 (汚水・雑排水)		FJ	可とう継手	
— ID — — —	感染系排水管 (汚水・雑排水)		FJ	可とう継手	
— CD — — —	検査系排水管 (汚水・雑排水)			Y形ストレーナ	
— HD — — —	高温系排水管		EXJ(D)	ベローズ型伸縮継手 (複式)	
— KD — — —	厨房系排水管		EXJ(S)	ベローズ型伸縮継手 (単式)	
— I — — —	給湯管 (往)			自動エア抜き弁	
— II — — —	給湯管 (返)			安全弁	
— — — —	通気管			二方弁装置	
— KV — — —	厨房通気管			三方弁装置	
— R1 — — —	R1通気管			電磁弁装置	
— ID — — —	感染通気管			定水位弁	
— CD — — —	検査通気管		BT	ボールタップ	
— HD — — —	高温通気管		GV	仕切弁 (埋設)、ボックス共	
(HP, VP)	屋外排水管				
////	屋外排水管 (コンクリート巻)	コンクリート厚さは、150mmとする。	⊗	水栓 (水、湯)	
— E — — —	脚張管		◎	フラッシュ弁	
— X — — —	屋内消火管		⊕	湯水混合水栓	
— XO — — —	屋外消火管		▲	シャワー金具	
— XS — — —	連結送水管		⊗	床排水金物	
— XB — — —	連結散水管		⊕	床上掃除口	
— SP — — —	スプリンクラー管		⊖	排水用トラップ	
— DC — — —	粉末消火管		⊗	散水栓	
— N — — —	不活性ガス消火管				
— F — — —	泡消火管		⊗	屋内消火栓箱	火報組込
— G — — —	ガス管 (低圧)	ガス供給会社指定品	⊗	屋内消火栓箱 (放水口付)	火報組込
— MG — — —	ガス管 (中圧)	ガス供給会社指定品	⊗	連結送水放水口	
— PG — — —	液化石油ガス管		⊗	屋外消火栓箱	
— RD — — —	ルーフドレン管	建築工事	△	送水口	
— A — — —	圧縮空気管		○	テスト弁	
— AV — — —	排気管		○+	ガスコック	
— VAC — — —	吸引管		⊖	漏水器	
— O ₂ — — —	酸素ガス管		⊗	ガスメータ	
— N ₂ — — —	窒素ガス管				
— N ₂ O — — —	笑気ガス管		⊗ ⊗	雨水栓	ため栓
— O — — —	油管 (往)		⊗ ○	汚水栓	インバート栓
— OR — — —	油管 (還)		⊖ ⊖	トラップ栓	
— OV — — —	油通気管		⊖ ⊗	格子栓	
			⊗ ⊗	公共栓	

建築設備構造強度	令第129条の2の3				
	本工事に設ける建築設備は以下の構造性能を有すること。				
■	建築設備 (昇降機を除く。)、建築設備の支持構造部及び緊結金物は、腐食又は腐朽のおそれがないものとする。	■	管の伸縮その他の変形により当該管に損傷が生ずるおそれがある場合において、伸縮継手又は可とう継手を設ける等有効な損傷防止のための措置を講ずること。		
■	屋上から突出する水栓、煙突、冷却塔その他これに類するものは、支持構造部又は建築物の構造耐力上主要な部分に、支持構造部は、建築物の構造耐力上主要な部分に、支持構造部は、緊結すること。	■	管を支持し、又は固定する場合においては、つり金物又は防振ゴムを用いる等有効な地震その他の震動及び衝撃の緩和のための措置を講ずること。		
□	煙突の屋上突出部の高さは、れんが造、石造、コンクリートブロック造又は無筋コンクリート造の場合は鉄製の支棒を設けたものを除き、90cm以下とすること。	□	法第20条第一号から第三号までの建築物に設ける屋上から突出する水栓、煙突その他これらに類するものについては、建設省告示1389号により、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全なものとする。		
□	煙突で屋内にある部分は、鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さを5cm以上とした鉄筋コンクリート造又は厚さが25cm以上の無筋コンクリート造れんが造、石造若しくは、コンクリートブロック造とすること。	■	給湯設備は、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全上支障のない構造とする。満水時の質量15kgを超える給湯設備については、地震に対して安全上支障のない構造とし、平成12年建設省告示1388号第5に規定する構造方法によること。		
■	建築物に設ける給水、排水その他の配管設備				
■	風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全上支障のない構造とする。				
■	建築物の部分を通して配管する場合においては、当該貫通部分に配管スリーブを設ける等有効な管の損傷防止のための措置を講ずること。				

法適合確認者 (構造)

倉内 信幸
一級建築士登録 第334570号
構造設計一級建築士登録 第5002号

給排水設備	令第112条第20項 令第129条の2の4	図書名	二面以上の断面図
明示すべき事項	給水管、配電管その他の管と令第112条第20項に規定する準耐火構造の防火区画との隙間を埋める材料の種類		

(令第129条の2の4第1項第七号イによる場合)

(a)貫通部において保温が必要な配管 (b)貫通部において保温が不要な配管

・貫通部周囲の充填材は、必要に応じて脱落防止装置を施す。
・給水管、配電管その他の配管の貫通する部分及び防火区画等を貫通する部分からそれぞれ両側に1m以内の距離にある部分を不燃材で造る。

(令第129条の2の4第1項第七号ハによる場合)

【貫通部 国土交通大臣認定番号】

ファイブロック 壁: PS060WL-0196, PS060WL-0131, PS060WL-0130, FSO60WL-0027, PS060WL-9370
ファイブロック 床: PS060FL-0185, PS060FL-0129

※ 国土交通大臣認定工法とする。
参考認定番号: 壁: PS060FL-0312, -0534
床: PS060FL-0391, -0454

給排水設備	令第129条の2の4	図書名	配管設備の構造詳細図
明示すべき事項	配管設備の構造 配管設備の覆いの有無		

(令第129条の2の4第1項第七号イによる場合)

(令第129条の2の4第1項第七号ロによる場合)

・以下の表に従うものとする。
硬質塩化ビニル管等の防火区画等の貫通

給水管等の用途	覆いの有無	材質	肉厚	認定工法の認定番号			
				給水管等が貫通する床、壁、柱又ははり等の構造区分	30分	1時間	2時間
給水管		難燃材料又は硬質塩化ビニル	5.5mm 以上	90mm	90mm	90mm	90mm
			6.5mm 以上	115mm	115mm	115mm	90mm
配電管		難燃材料又は硬質塩化ビニル	5.5mm 以上	90mm	90mm	90mm	90mm
			6.5mm 以上	115mm	115mm	90mm	90mm
排水管及び排水管に附属する通気管	覆いがない場合	難燃材料又は硬質塩化ビニル	4.1mm 以上	61mm	61mm	61mm	61mm
			5.5mm 以上	90mm	90mm	90mm	61mm
	厚さ0.5mm以上の鉄板で覆われている場合	難燃材料又は硬質塩化ビニル	5.5mm 以上	90mm	90mm	90mm	90mm
			6.5mm 以上	115mm	115mm	115mm	90mm
			7.0mm 以上	141mm	141mm	115mm	90mm

1 この表において、30分耐火構造、1時間耐火構造及び2時間耐火構造とは、通常の火災時の加熱にそれぞれ30分、1時間及び2時間耐える性能を有する構造をいう。

2 給水管等が貫通する令第112条第16項ただし書の場合における同項ただし書のひさし、床、そで壁その他これらに類するものは、30分耐火構造とみなす。

給排水設備	令第129条の2の4	図書名	平面図・断面図・構造詳細図
明示すべき事項	給水タンク等の位置及び構造・給水タンク等にマンホール、オーバーフロー管、通気のための位置及び構造		

呼び径	オーバーフローレールからの継手下園までの高さ 'A'	床面とポンプサクション管中心との距離 'B'	満水警報	オーバーフロー管下園
25-50	50mm 以上	50mm 以上	減水警報	0.3H
75 以上	管の呼び径以上	管の呼び径以上	空転防止	0.2H

※ 本図は1槽式に適用し、機器表にて2槽指定の場合は本図に準ずること。
1. 給水管と揚水管は死水ができないよう配置する。
2. オーバーフロー管と排水管は接続しない。又、オーバーフロー管径は給水引込管の2サイズアップを原則とする。
3. 点検スペースは周囲600mm以上、下面600mm以上、上部1000mm以上確保する。
4. 2槽式の場合はポンプサクション管は原則としてポンプごとに設置する。
5. 屋外型はマンホールを2重蓋とする。
6. 汲上げは固定すること。
7. 定水位調整弁及び配管の固定は受水槽から取らないこと。
8. 機器、配管等の耐震据付は「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」による。

給排水設備	令第129条の2の4	図書名	配管設備の構造詳細図
明示すべき事項	配管設備の構造		

(令第129条の2の4第1項第七号ハによる場合)

・配管種別による国土交通大臣の認定を受けた工法は以下の通りとする。

・配管種別: 特記仕様書による。

(配管勾配)

(a)給水管、給湯管、消火管 (ガス消火管を除く。)、冷却水管、冷温水管、高温水管及び油管の場合は、水抜き及び空気抜きが容易に行えるように適当な勾配をとる。

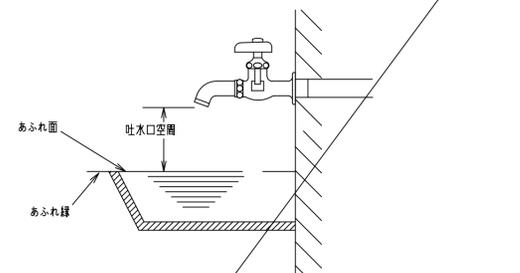
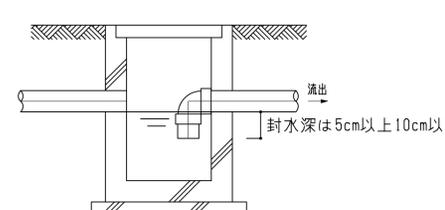
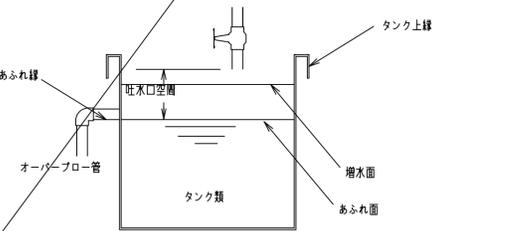
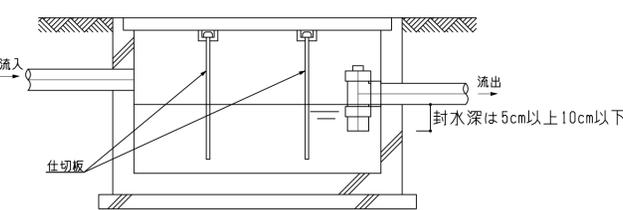
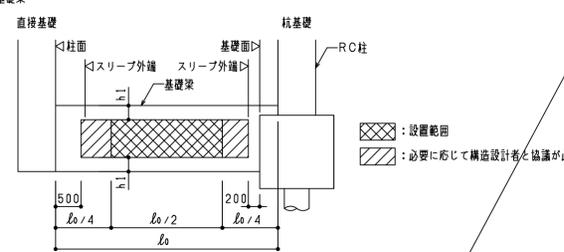
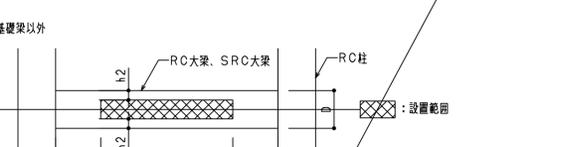
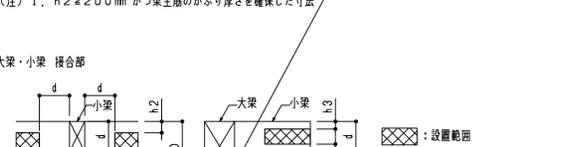
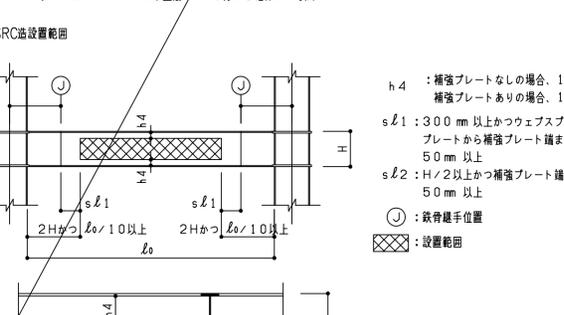
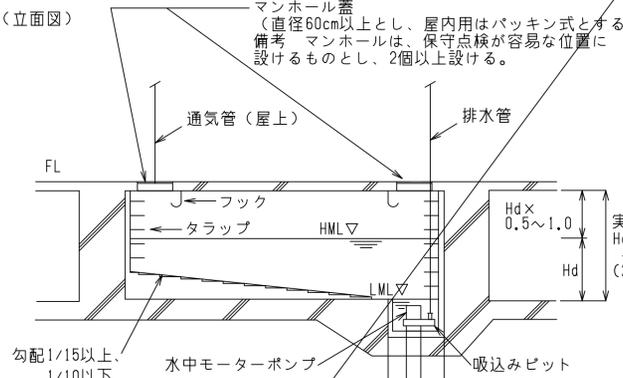
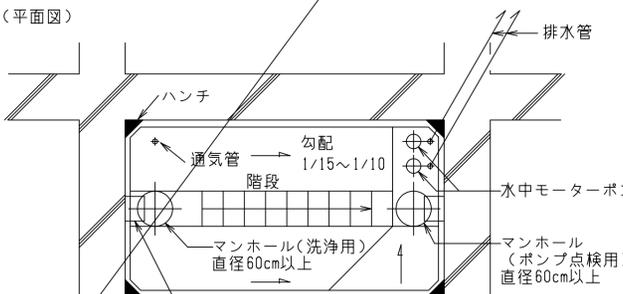
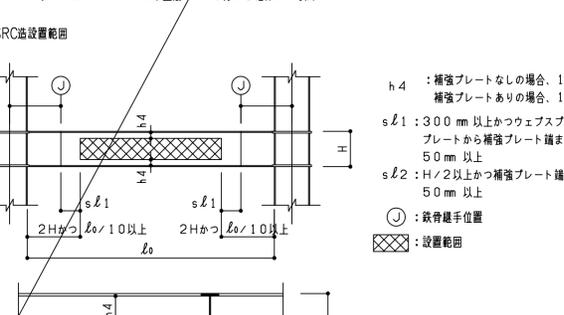
(b)屋内横走り排水管の勾配は、原則として、呼び径65以下は最小1/50、呼び径75、100は最小1/100、呼び径125は最小1/150、呼び径150以上は、最小1/200とする。また、通気管は、すべての立て管に向かって上り勾配をとり、いずれも逆勾配又は凹凸部のないようにする。

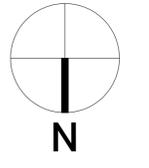
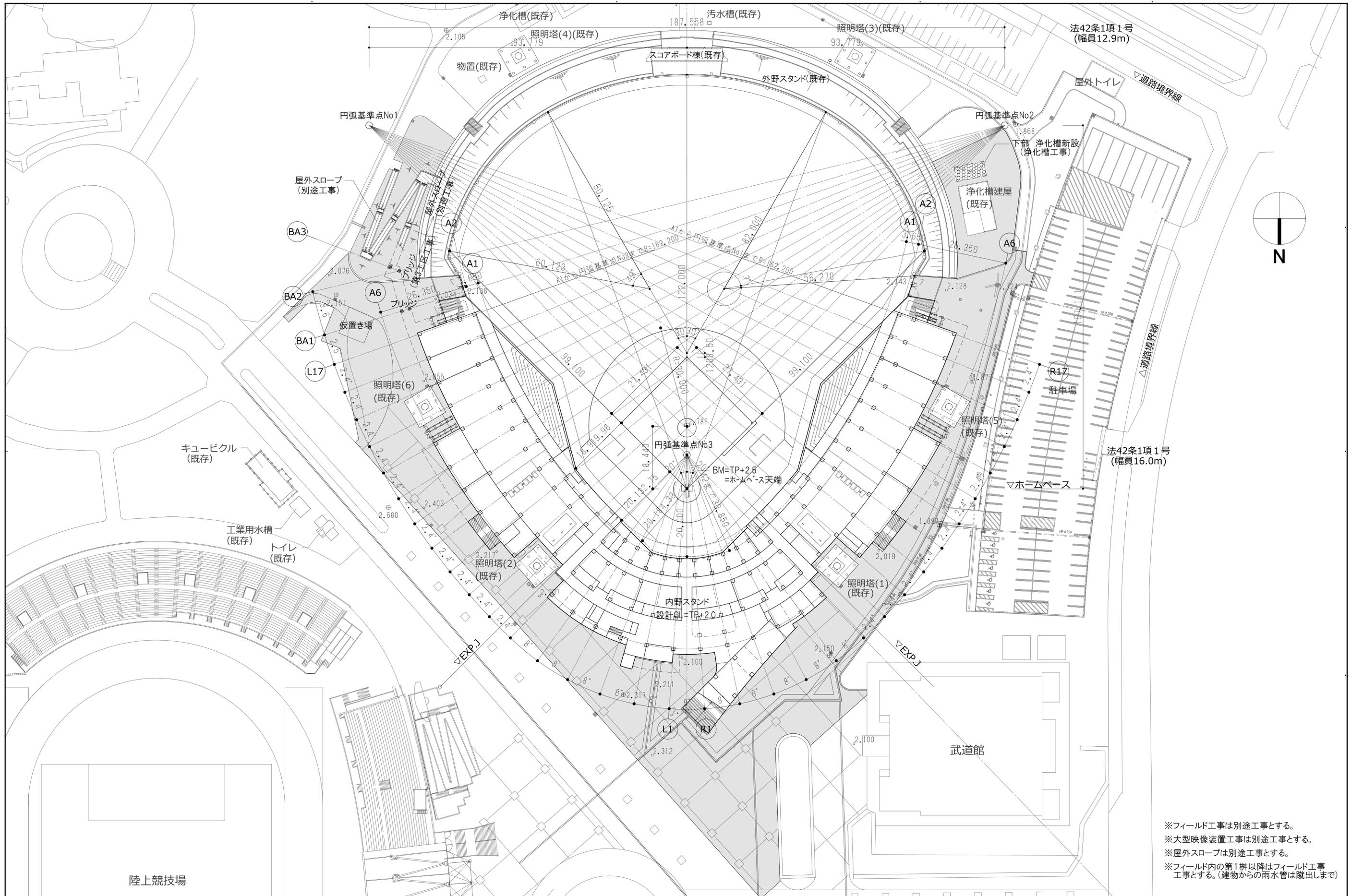
(ドレン配管)

・ドレン配管は、間接排水にて排水管に接続する

一級建築士 第286776号 渡邊 和幸	一級建築士 第298249号 土生 達哉	一級建築士 第219102号 下野 日出幸	法適合確認者 設備設計一級建築士 第6211号 浅山 明	確認者 外山 博文	設計番号 17992	特記	●工事名 R8営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 野球場改築工事屋外管 (2) (担い手確保型)	●図面番号 P-002	●縮尺 N,S	 AZUSA SEKKEI Architects, Engineers & Consultants 株式会社 梓設計 関西支社 一級建築士事務所登録 大阪 (〒) 第22024号	 株式会社 宮建築設計 MIYA Architect's Office 一級建築士事務所登録 徳島県知事登録第11050号
----------------------------	----------------------------	-----------------------------	---------------------------------------	--------------	---------------	----	--	----------------	------------	---	--

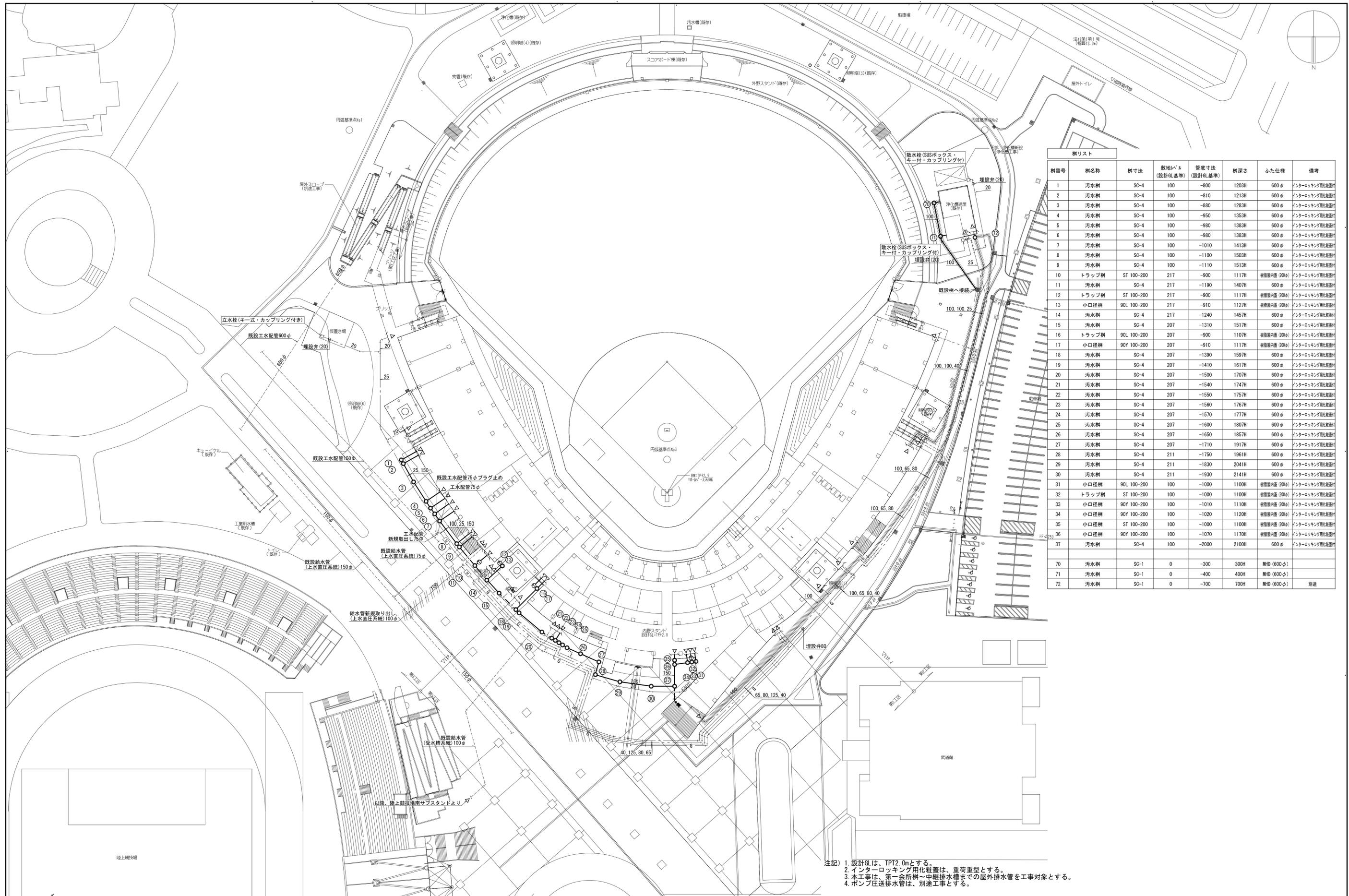
徳島県土整備部営繕課	●図面名 給排水衛生設備 凡例・施工要領図 (1)
------------	------------------------------

給排水設備	令第129条の2の4	図書名	配管設備の構造詳細図	給排水設備	令第129条の2の4	図書名	平面図・断面図・構造詳細図	給排水設備	令第129条の2の4	図書名	配管設備の構造詳細図	給排水設備	令第129条の2の4	図書名	配管設備の構造詳細図																																
明示すべき事項	水槽、流しその他水を入れ、又は受ける設備に給水する飲料水の配管設備の水栓の開閉部の構造			明示すべき事項	排水のための配管設備の容量及びその算定方法並びに傾斜・給水管に講じたウォーターハンマー防止の装置			明示すべき事項	配管設備に講じた排水トラップ、通気管などの措置			明示すべき事項	ガス栓及びガス漏れ警報設備の構造																																		
<p>(令第129条の2の4第2項第二号)</p> 				<p>(令第129条の2の4第3項第一号)</p> <p>【排水のための配管設備の容量及びその算定方法並びに傾斜】</p> <p>排水管径算定手法 ■排水負荷単位法</p> <p>□定常流量法 (SHASE S206-2000)</p> <p>□その他 ()</p> <p>×配管の傾斜は有効な数値を確保するものとする。</p> <p>【給水管に講じたウォーターハンマー防止のための措置】</p> <p>□流速を小さくする。</p> <p>■ウォーターハンマー防止器を設置する。</p> <p>□揚水ポンプ出口に水撃防止型逆止弁を使用する。</p> <p>■その他 (加圧給水ポンプユニット推定末端圧一定)</p>				<p>(令第129条の2の4第3項第二号、第五号)</p>  <p>図 現場施工のトラップ柵の例</p>				<p>【都市ガス用】</p> <table border="1"> <tr> <th>ガス栓</th> <th>接続具</th> <th>ガス器具との接合</th> </tr> <tr> <td>□ねじコック</td> <td>金属管 金属可とう管 金属線入り強化ガスホース</td> <td>ねじ</td> </tr> <tr> <td>□可とう管コック</td> <td>金属フレキシブルホース 燃焼器接続用低圧ホース</td> <td>ねじ</td> </tr> <tr> <td>□ヒューズコック</td> <td>強化ガスホース 両端迅速継手付ガス用ゴムホース ガス用ゴム管</td> <td>コンセント ゴム管口と強化ガスホース用バンドねじ ゴム管口とゴム管止め</td> </tr> </table>				ガス栓	接続具	ガス器具との接合	□ねじコック	金属管 金属可とう管 金属線入り強化ガスホース	ねじ	□可とう管コック	金属フレキシブルホース 燃焼器接続用低圧ホース	ねじ	□ヒューズコック	強化ガスホース 両端迅速継手付ガス用ゴムホース ガス用ゴム管	コンセント ゴム管口と強化ガスホース用バンドねじ ゴム管口とゴム管止め																				
ガス栓	接続具	ガス器具との接合																																													
□ねじコック	金属管 金属可とう管 金属線入り強化ガスホース	ねじ																																													
□可とう管コック	金属フレキシブルホース 燃焼器接続用低圧ホース	ねじ																																													
□ヒューズコック	強化ガスホース 両端迅速継手付ガス用ゴムホース ガス用ゴム管	コンセント ゴム管口と強化ガスホース用バンドねじ ゴム管口とゴム管止め																																													
				<table border="1"> <tr> <td>衛生器具、流し類</td> <td>令第129条の2の4</td> <td>図書名</td> <td>排水トラップ</td> </tr> <tr> <td>明示すべき事項</td> <td colspan="3">排水トラップの深さ及び汚水に含まれる汚物等が付着又は沈殿しない措置</td> </tr> <tr> <td colspan="4">第3項第二号, 第五号 昭和50年建設省告示第1597号</td> </tr> <tr> <td colspan="4">【衛生器具、流し類の構造】</td> </tr> <tr> <td colspan="4">・大便器など衛生器具、流し類の排水はトラップ付きとする。</td> </tr> <tr> <td colspan="4">・大便器、小便器 (陶器製) のトラップの仕様を「JIS A5207」による。</td> </tr> <tr> <td colspan="4">・その他洗面、流し類のトラップの仕様を「SHASE-S206」による。</td> </tr> <tr> <td colspan="4">・トラップは昭和50年告示第1597号第2三に適合する封水深を有すること。</td> </tr> </table>				衛生器具、流し類	令第129条の2の4	図書名	排水トラップ	明示すべき事項	排水トラップの深さ及び汚水に含まれる汚物等が付着又は沈殿しない措置			第3項第二号, 第五号 昭和50年建設省告示第1597号				【衛生器具、流し類の構造】				・大便器など衛生器具、流し類の排水はトラップ付きとする。				・大便器、小便器 (陶器製) のトラップの仕様を「JIS A5207」による。				・その他洗面、流し類のトラップの仕様を「SHASE-S206」による。				・トラップは昭和50年告示第1597号第2三に適合する封水深を有すること。				 <p>図 阻集器</p>				<p>梁貫通要領図</p> <p>1. RC造設置範囲</p> <p>(a) 基礎梁</p>  <p>(注) 1. 基礎梁は塑性ヒンジが発生していない部分とする。 2. $h \geq 200$ mm かつ梁主筋のかぶり厚さを確保した寸法</p> <p>(b) 基礎梁以外</p>  <p>(注) 1. $h \geq 200$ mm かつ梁主筋のかぶり厚さを確保した寸法</p> <p>(c) 大梁・小梁 接合部</p>  <p>(注) 1. $h \geq 200$ mm かつ梁主筋のかぶり厚さを確保した寸法 2. $h \geq 200$ mm かつ梁主筋のかぶり厚さを確保した寸法</p> <p>2. S・SRC造設置範囲</p>  <p>h4 : 補強プレートなしの場合、100以上 補強プレートありの場合、170以上 sL1 : 300 mm 以上かつウェブスプライスプレートから補強プレート端まで 50 mm 以上 sL2 : H/2 以上かつ補強プレート端から 50 mm 以上 ○ : 鉄骨継手位置 ⊗ : 設置範囲</p>			
衛生器具、流し類	令第129条の2の4	図書名	排水トラップ																																												
明示すべき事項	排水トラップの深さ及び汚水に含まれる汚物等が付着又は沈殿しない措置																																														
第3項第二号, 第五号 昭和50年建設省告示第1597号																																															
【衛生器具、流し類の構造】																																															
・大便器など衛生器具、流し類の排水はトラップ付きとする。																																															
・大便器、小便器 (陶器製) のトラップの仕様を「JIS A5207」による。																																															
・その他洗面、流し類のトラップの仕様を「SHASE-S206」による。																																															
・トラップは昭和50年告示第1597号第2三に適合する封水深を有すること。																																															
給排水設備	令第129条の2の4	図書名	配管設備の構造詳細図	給排水設備	令第129条の2の4	図書名	配管設備の構造詳細図	給排水設備	令第129条の2の4	図書名	配管設備の構造詳細図	給排水設備	令第129条の2の4	図書名	配管設備の構造詳細図																																
明示すべき事項	給水管の凍結による破壊のおそれのある部分及び当該部分に講じた防凍のための装置 ・飲料水の配管設備に設ける活性炭等のろ材その他これに類するものを内蔵した装置の構造			明示すべき事項	腐食するおそれのある部分及び当該部分の材料に応じ腐食防止のために講じた措置 ・圧力タンク及び給湯設備の安全装置の構造			明示すべき事項	排水槽 (排水を一時的に滞留させるための水槽) の構造																																						
<p>【給水管の凍結による破壊のおそれのある部分及び当該部分に講じた防凍のための措置】</p> <p>屋外埋設管 □凍結深度以下への埋設 (GL - m)</p> <p>□その他 (凍結深度 0m)</p> <p>室内 □テープヒーター</p> <p>□室内暖房</p> <p>□水抜き</p> <p>□その他 (該当しない。)</p> <p>散水栓立ち上がり配管 □水抜き栓 □その他 (該当しない。)</p>				<p>【腐食するおそれのある部分及び当該部分の材料に応じ腐食防止のために講じた措置】</p> <p>(土中埋設)</p> <p>外面被覆のない鋼管 ■防食テープ □熱収縮シート又はチューブ</p> <p>■その他 (外面被覆鋼管、塩化ビニル管)</p> <p>油管 □自治省告示第204号に規定する材料・方法</p> <p>(コンクリート埋設)</p> <p>外面被覆のない鋼管・鉛管 □防食テープ □その他</p> <p>(多湿箇所)</p> <p>外面被覆のない鋼管または保温のある配管 ■アスファルトプライマ □金属外装 ■合成樹脂外装</p>				<p>(立面図)</p> <p>マンホール蓋 (直径60cm以上とし、屋内用はバッキン式とする。) 備考 マンホールは、保守点検が容易な位置に設けるものとし、2個以上設ける。</p>  <p>(平面図)</p>  <p>排水槽の構造 (汚物又は雑排水槽、厨房排水槽) 排水槽内の重防食及びマンホール蓋は建築工事 トラップは高耐食仕様又は槽外専用梯子とする</p>				<p>2. S・SRC造設置範囲</p>  <p>h4 : 補強プレートなしの場合、100以上 補強プレートありの場合、170以上 sL1 : 300 mm 以上かつウェブスプライスプレートから補強プレート端まで 50 mm 以上 sL2 : H/2 以上かつ補強プレート端から 50 mm 以上 ○ : 鉄骨継手位置 ⊗ : 設置範囲</p>																																			
<p>【飲料水の配管設備に設ける活性炭等の濾材その他これに類するものを内蔵した装置の構造】</p> <p>・設備の材質 □</p> <p>・逆流防止装置付</p> <p>・清掃点検又は交換できる構造 □</p> <p>・濾材が飲料水中に流出しない □</p> <p>・残留塩素が除去されるものにあつては塩素消毒施設付</p>				<p>【圧力タンク及び給湯設備の安全装置の構造】</p> <p>圧力タンクの安全装置 □逃がし弁 □圧力調整装置</p> <p>□減圧水槽 □その他 ()</p> <p>給湯設備の安全装置 ■逃がし弁 □膨張管</p> <p>□圧力調整装置 □減圧水槽 □その他</p>				<p>徳島県県土整備部管轄課</p> <p>●工事名 R8宮崎 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 野球場改築工事屋外管 (2) (担い手確保型)</p> <p>●図面名 給排水衛生設備 施工要領図 (2)</p>				<p>●図面番号 P-003</p> <p>●縮尺 N,S</p>																																			
<p>設計者</p> <table border="1"> <tr> <td>一級建築士 第286776号 遠藤 和幸</td> <td>一級建築士 第298249号 土生 達哉</td> <td>一級建築士 第219102号 下野 日出幸</td> <td>一級建築士 第219102号 下野 日出幸</td> <td>一級建築士 第219102号 下野 日出幸</td> <td>一級建築士 第219102号 下野 日出幸</td> <td>一級建築士 第219102号 下野 日出幸</td> <td>一級建築士 第219102号 下野 日出幸</td> </tr> </table>				一級建築士 第286776号 遠藤 和幸	一級建築士 第298249号 土生 達哉	一級建築士 第219102号 下野 日出幸	一級建築士 第219102号 下野 日出幸	一級建築士 第219102号 下野 日出幸	一級建築士 第219102号 下野 日出幸	一級建築士 第219102号 下野 日出幸	一級建築士 第219102号 下野 日出幸	<p>法務省登録</p> <table border="1"> <tr> <td>設備設計一級建築士 第6211号 浅山 明</td> <td>検査者 外山 博文</td> <td>設計番号 17992</td> <td>特記</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				設備設計一級建築士 第6211号 浅山 明	検査者 外山 博文	設計番号 17992	特記					<p>株式会社 梓設計 関西支社 〒760-0001 徳島県徳島市東区 大塚 (〒) 第0204号</p> <p>株式会社 宮建築設計 MIYA Architect's Office 一級建築士事務所登録 徳島県知事登録第11050号</p>																							
一級建築士 第286776号 遠藤 和幸	一級建築士 第298249号 土生 達哉	一級建築士 第219102号 下野 日出幸	一級建築士 第219102号 下野 日出幸	一級建築士 第219102号 下野 日出幸	一級建築士 第219102号 下野 日出幸	一級建築士 第219102号 下野 日出幸	一級建築士 第219102号 下野 日出幸																																								
設備設計一級建築士 第6211号 浅山 明	検査者 外山 博文	設計番号 17992	特記																																												



※フィールド工事は別途工事とする。
 ※大型映像装置工事は別途工事とする。
 ※屋外スロープは別途工事とする。
 ※フィールド内の第1柵以降はフィールド工事とする。(建物からの雨水管は蹴出しまで)

設計者 一級建築士 第286776号 渡邊 和幸 一級建築士 第298249号 土生 達哉 一級建築士 第219102号 下野 日出幸			法適合確認職 設備設計一級建築士 第6211号 浅山 明		検証者 外山 博文		設計番号 17992		特記 徳島県県土整備部管轄課		●工事名 R 8 當鋪 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 野球場改築工事屋外管 (2) (抱い手確保型)		●図面番号 P-005	
										●図面名 配置図		●縮尺 1/500(A1) 1/1000(A3)		



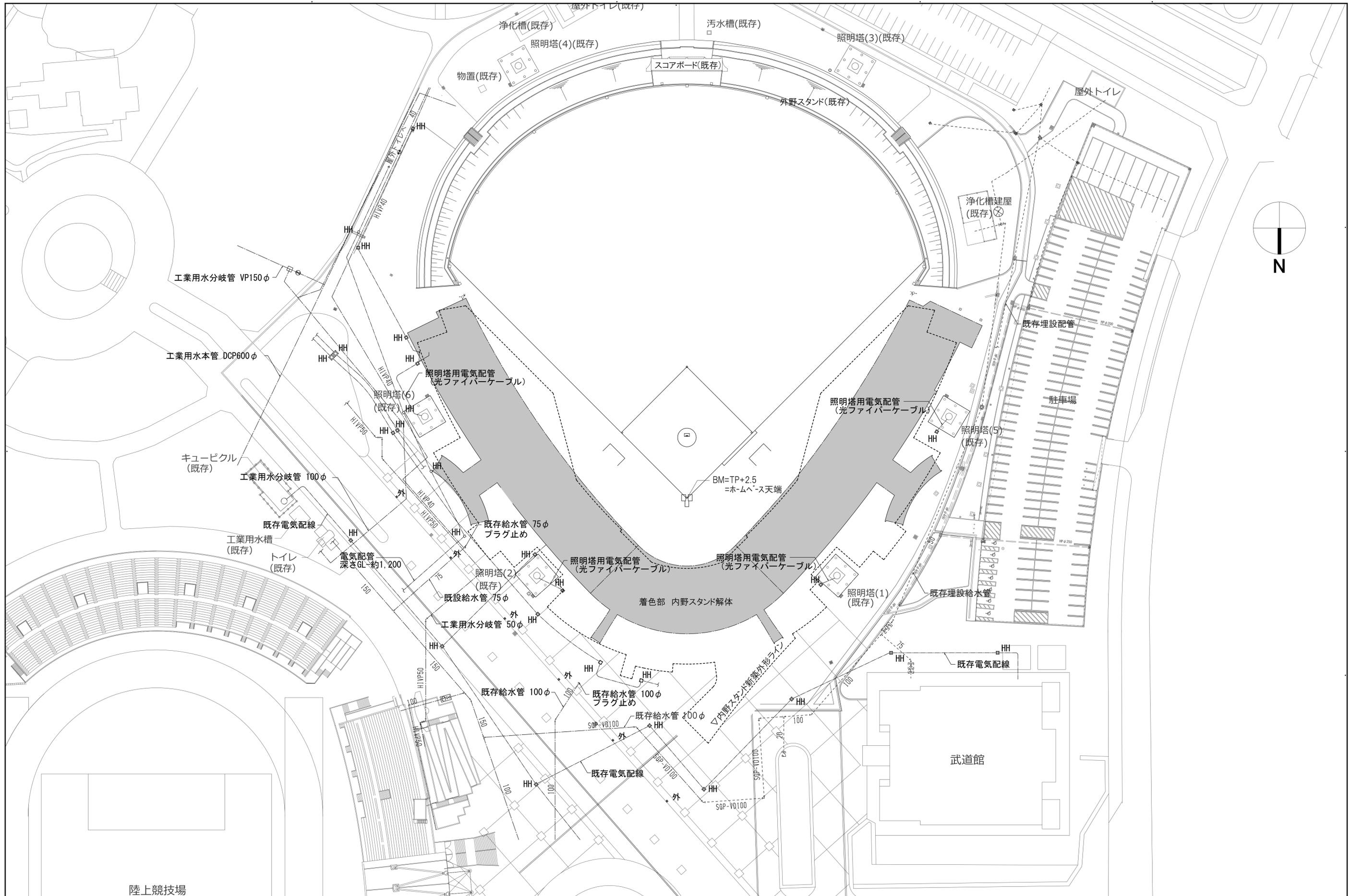
樹番号	樹名称	樹寸法	敷地レベル (設計GL基準)	管底寸法 (設計GL基準)	樹深さ	ふた仕様	備考
1	汚水樹	SC-4	100	-800	1203H	600φ	インターロッキング用化粧蓋付
2	汚水樹	SC-4	100	-810	1213H	600φ	インターロッキング用化粧蓋付
3	汚水樹	SC-4	100	-880	1283H	600φ	インターロッキング用化粧蓋付
4	汚水樹	SC-4	100	-950	1353H	600φ	インターロッキング用化粧蓋付
5	汚水樹	SC-4	100	-980	1383H	600φ	インターロッキング用化粧蓋付
6	汚水樹	SC-4	100	-980	1383H	600φ	インターロッキング用化粧蓋付
7	汚水樹	SC-4	100	-1010	1413H	600φ	インターロッキング用化粧蓋付
8	汚水樹	SC-4	100	-1100	1503H	600φ	インターロッキング用化粧蓋付
9	汚水樹	SC-4	100	-1110	1513H	600φ	インターロッキング用化粧蓋付
10	トラップ樹	ST 100-200	217	-900	1117H	縦断管内蓋 (20φ)	インターロッキング用化粧蓋付
11	汚水樹	SC-4	217	-1190	1407H	600φ	インターロッキング用化粧蓋付
12	トラップ樹	ST 100-200	217	-900	1117H	縦断管内蓋 (20φ)	インターロッキング用化粧蓋付
13	トラップ樹	90L 100-200	217	-910	1127H	縦断管内蓋 (20φ)	インターロッキング用化粧蓋付
14	汚水樹	SC-4	217	-1240	1457H	600φ	インターロッキング用化粧蓋付
15	汚水樹	SC-4	207	-1310	1517H	600φ	インターロッキング用化粧蓋付
16	トラップ樹	90L 100-200	207	-900	1107H	縦断管内蓋 (20φ)	インターロッキング用化粧蓋付
17	小口径樹	90Y 100-200	207	-910	1117H	縦断管内蓋 (20φ)	インターロッキング用化粧蓋付
18	汚水樹	SC-4	207	-1390	1597H	600φ	インターロッキング用化粧蓋付
19	汚水樹	SC-4	207	-1410	1617H	600φ	インターロッキング用化粧蓋付
20	汚水樹	SC-4	207	-1500	1707H	600φ	インターロッキング用化粧蓋付
21	汚水樹	SC-4	207	-1540	1747H	600φ	インターロッキング用化粧蓋付
22	汚水樹	SC-4	207	-1550	1757H	600φ	インターロッキング用化粧蓋付
23	汚水樹	SC-4	207	-1560	1767H	600φ	インターロッキング用化粧蓋付
24	汚水樹	SC-4	207	-1570	1777H	600φ	インターロッキング用化粧蓋付
25	汚水樹	SC-4	207	-1600	1807H	600φ	インターロッキング用化粧蓋付
26	汚水樹	SC-4	207	-1650	1857H	600φ	インターロッキング用化粧蓋付
27	汚水樹	SC-4	207	-1710	1917H	600φ	インターロッキング用化粧蓋付
28	汚水樹	SC-4	211	-1750	1961H	600φ	インターロッキング用化粧蓋付
29	汚水樹	SC-4	211	-1830	2041H	600φ	インターロッキング用化粧蓋付
30	汚水樹	SC-4	211	-1930	2141H	600φ	インターロッキング用化粧蓋付
31	小口径樹	90L 100-200	100	-1000	1100H	縦断管内蓋 (20φ)	インターロッキング用化粧蓋付
32	トラップ樹	ST 100-200	100	-1000	1100H	縦断管内蓋 (20φ)	インターロッキング用化粧蓋付
33	小口径樹	90Y 100-200	100	-1010	1110H	縦断管内蓋 (20φ)	インターロッキング用化粧蓋付
34	小口径樹	90Y 100-200	100	-1020	1120H	縦断管内蓋 (20φ)	インターロッキング用化粧蓋付
35	小口径樹	ST 100-200	100	-1000	1100H	縦断管内蓋 (20φ)	インターロッキング用化粧蓋付
36	小口径樹	90Y 100-200	100	-1070	1170H	縦断管内蓋 (20φ)	インターロッキング用化粧蓋付
37	汚水樹	SC-4	100	-2000	2100H	600φ	インターロッキング用化粧蓋付
70	汚水樹	SC-1	0	-300	300H	MHD (600φ)	
71	汚水樹	SC-1	0	-400	400H	MHD (600φ)	
72	汚水樹	SC-1	0	-700	700H	MHD (600φ)	別途

注記) 1. 設計GLは、TPI2.0mとする。
 2. インターロッキング用化粧蓋は、重荷型とする。
 3. 本工事は、第一会館～中継排水槽までの屋外排水管を工事対象とする。
 4. ポンプ圧送排水管は、別途工事とする。

設計者	法適合確認機関	検査者	設計番号	特記	工事名	図面番号
一級建築士 第286776号 渡邊 和幸	一級建築士 第6211号 奥山 明	一級建築士 外山 博文	17992	徳島県土木整備部管轄課	R 8 営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 野球場改修工事屋外管 (2) (担い手確保型)	P-006
一級建築士 第298249号 土生 達哉	一級建築士 第313839号 高原 正行				図面名	縮尺
一級建築士 第219102号 下野 日出彦					給排水衛生設備 配置図	A1:1/500 A3:1/1000

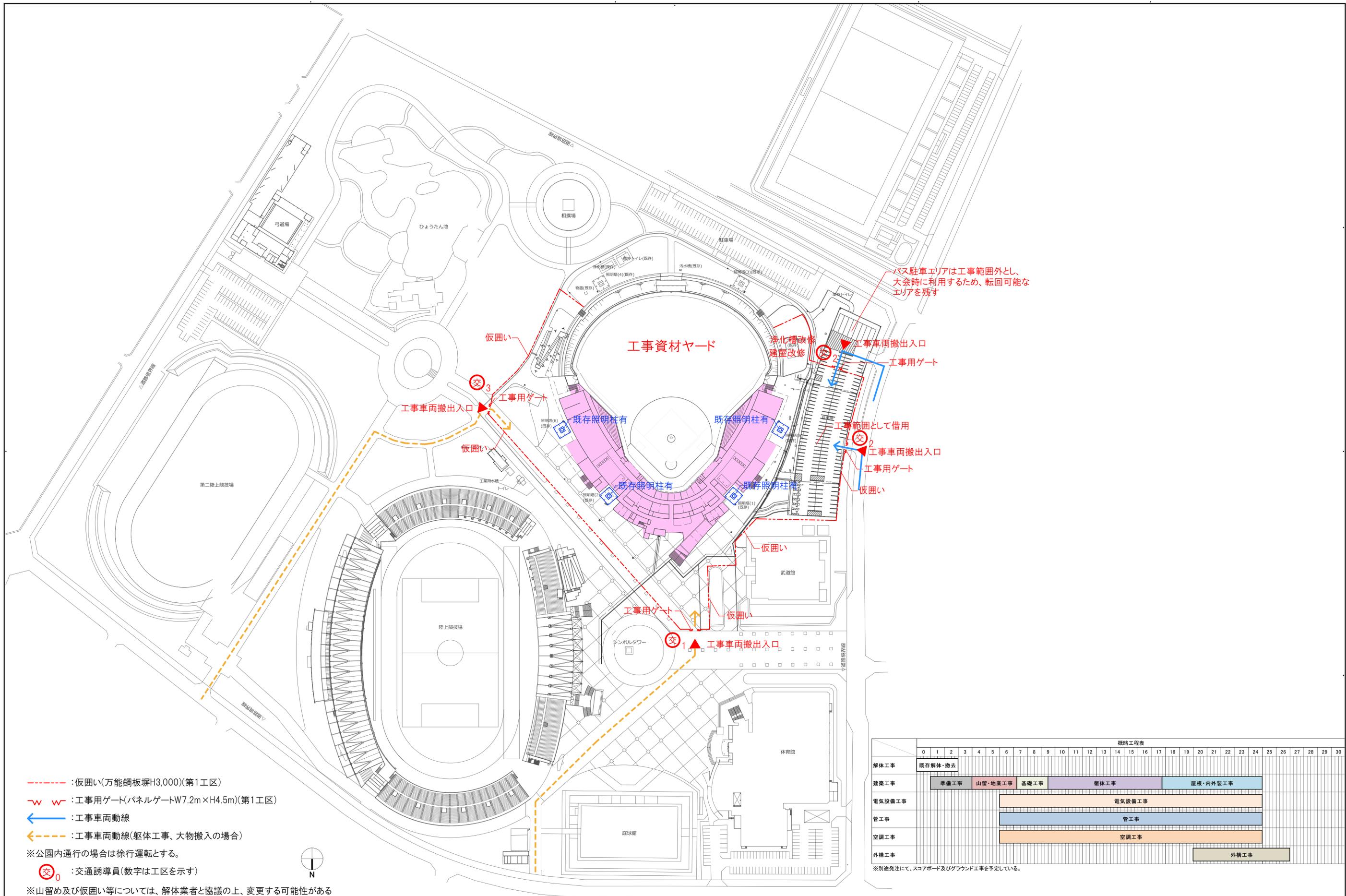
AZUSA SEKKEI
Architects, Engineers & Consultants
株式会社 梓設計 関西支社
〒650-0001 大阪府大阪市東淀川区 大浜(2)第2-2-24号

宮建築設計
MIYA Architect's Office
一級建築士事務所登録 建築業登録番号 11050号



陸上競技場

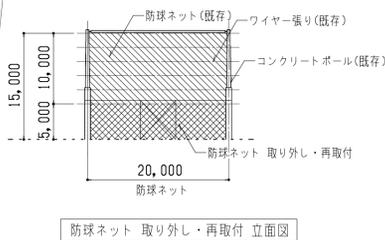
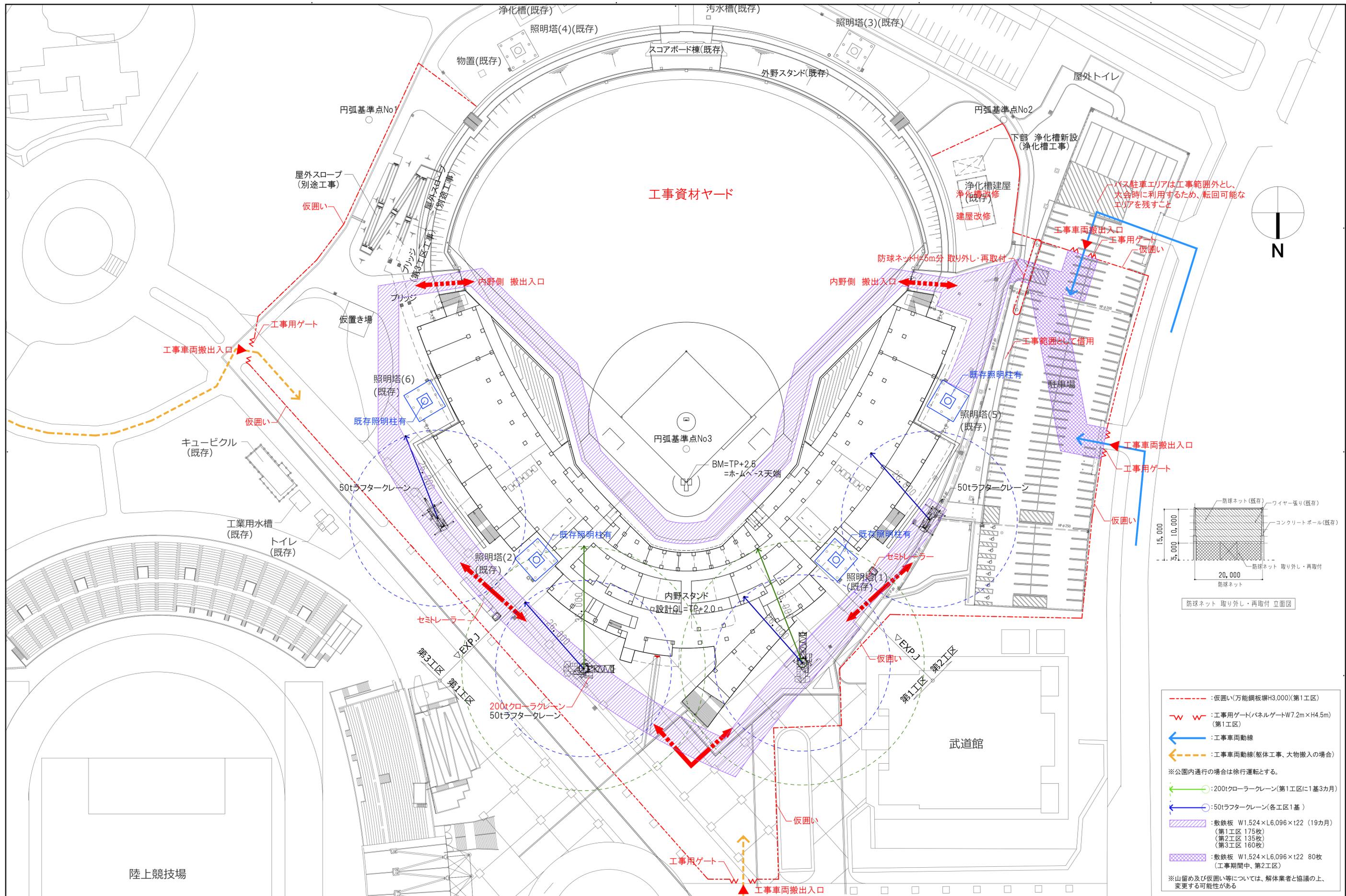
設計者 一級建築士 第286776号 渡邊 和幸 一級建築士 第298249号 土生 達哉 一級建築士 第219102号 下野 日出幸			法適合確認欄 設備設計一級建築士 第6211号 浅山 明 確認者 外山 博文		設計番号 17992	特記 徳島県県土整備部管轄課	●工事名 R8宮崎 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 野球場改築工事屋外管(2) (担い手確保型) ●図面名 支障物件図	●図面番号 P-007 ●縮尺 1/500(A1) 1/1000(CA3)	●AZUSA SEKKEI Architects, Engineers & Consultants 株式会社 梓設計 関西支社 一級建築士事務所登録 徳島県知事登録第11050号	●株式会社 宮建築設計 MIYA Architect's Office 一級建築士事務所登録 徳島県知事登録第11050号
--	--	--	--	--	---------------	-------------------	--	---	--	---



- : 仮囲い(万能鋼板塀H3.000)(第1工区)
- w w- : 工事用ゲート(パネルゲートW7.2m×H4.5m)(第1工区)
- ← : 工事車両動線
- ←- - - : 工事車両動線(躯体工事、大物搬入の場合)
- ※公園内通行の場合は徐行運転とする。
- ⊙ : 交通誘導員(数字は工区を示す)
- ※山留め及び仮囲い等については、解体業者と協議の上、変更する可能性がある

概略工程表	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30																													
	解体工事	既存解体・撤去																												
建築工事	準備工事			山留・地業工事			基礎工事			躯体工事												屋根・内外装工事								
電気設備工事	電気設備工事																													
管工事	管工事																													
空調工事	空調工事																													
外構工事	外構工事																													

※別途発注にて、スコアボード及びグラウンド工事を予定している。



防球ネット 取り外し・再取付 立面図

- 仮囲い(万能鋼板H3,000)(第1工区)
- 工事用ゲート(パネルゲートW7.2m×H4.5m)(第1工区)
- ← 工事車両動線
- ← 工事車両動線(解体工事、大物搬入の場合)
- ※公園内通行の場合は徐行運転とする。
- ← 200tクローラークレーン(第1工区に1基3カ月)
- ← 50tラフタークレーン(各工区1基)
- 敷鉄板 W1,524×L6,096×t22 (19カ月)
(第1工区 175枚)
(第2工区 135枚)
(第3工区 160枚)
- 敷鉄板 W1,524×L6,096×t22 80枚
(工事期間中、第2工区)
- ※山留め及び仮囲い等については、解体業者と協議の上、変更する可能性がある

設計者			法適合確認		検査者		設計番号		特記		●工事名		●図面番号	
一級建築士 第286776号 渡邊 和幸	一級建築士 第298249号 土生 達哉	一級建築士 第219102号 下野 日出幸	法適合確認 第6211号 浅山 明	検査者 外山 博文	17992		徳島県土整備部管轄課		R 8 営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 野球場改築工事屋外管(2) (担い手確保型)		P-009		●縮尺 1/500(A1) 1/1000(A3)	
仮設計画図(2) (別途工事) 【参考】												株式会社 梓設計 関西支社 〒760-0001 徳島県徳島市東区 大塚(〒) 第2204号		